

(仮称)富田林市子どもの貧困対策計画

～第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画【追加版】～
(素案)

第9章

令和5年 月

富田林市

第9章 富田林市子どもの貧困対策計画

1. 計画の概要について

(1) 計画策定の経緯

国の「国民生活基礎調査（厚生労働省）」によると、わが国の子どもの貧困率は、平成24年に16.3%と最も高くなりました。令和元年の調査では13.5%と改善したものの、およそ7人に1人の子どもが貧困状態にあるとされています。

このような状況を背景として、平成25年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、「法」という。）が平成26年1月に施行され、同年8月には子どもの貧困対策に関する基本方針や改善に向けた当面の重点施策等を取りまとめた「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が策定されるなど、子どもの貧困に焦点を当てた取り組みが動き始めました。

令和元年6月に施行された改正法では、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進すること、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されたほか、市町村に子どもの貧困対策に関する計画策定が努力義務化されるなど、地方公共団体による取り組みの充実を求められました。

本市においては、平成28年に子どもの生活に関する実態調査を実施し、翌年にその結果を踏まえた事業の取りまとめをしたのち、平成30年11月に「富田林市子どもの育成支援に関する今後の取り組みについて」を策定しました。その後、子どもの貧困対策を多方面から推進するため、様々な事業に取り組んできましたが、今日の社会情勢や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、さらに子どもの貧困対策を総合的、かつ効果的に推進するため、「富田林市子どもの貧困対策計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

- ①本計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき策定します。
- ②国の大綱や大阪府の計画等を踏まえて、今後、総合的な施策の推進に取り組みます。
- ③「第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画」に追加・内包する計画とします。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和5（2023）年度から令和6（2024）年度までの2年間とします。令和7（2025）年度以降は、「富田林市子ども・子育て支援事業計画」と一体的な計画を策定し、継続的に取り組みます。ただし、法律、大綱、その他の制度改正等により、この計画が実態とそぐわなくなった場合は、必要に応じて、計画内容の見直しを図ることとします。

(4) 「子どもの貧困対策」をめぐる動向

■国の動向

| 年 月 | 動 向 |
|------------------|---|
| 平成22 (2010) 年 | OECD諸国における 子どもの貧困率 OECD平均13.3%、日本15.7% ひとり親家庭の貧困率 OECD平均31.0%、日本50.8% |
| 平成24 (2012) 年 | 厚生労働省「国民生活基礎調査」子どもの貧困率 16.3% |
| 平成25 (2013) 年 6月 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律公布（平成26年1月施行） |
| 平成26 (2014) 年 8月 | 子どもの貧困対策に関する大綱閣議決定 |
| 平成27 (2015) 年 4月 | 子どもの未来応援国民運動始動 |
| 平成27 (2015) 年 | 厚生労働省「国民生活基礎調査」子どもの貧困率 13.9% |
| 令和元 (2019) 年 6月 | 子どもの貧困対策の推進に関する法律改正・公布 ※市町村の計画策定が努力義務化 |
| 令和元 (2019) 年 11月 | 子どもの貧困対策の推進に関する大綱閣議決定 |

■大阪府における取り組み

| 年 月 | 動 向 |
|------------------|-----------------------------|
| 平成27 (2015) 年 3月 | 大阪府子ども総合計画の策定 |
| 平成28 (2016) 年 | 子どもの生活に関する実態調査の実施(13市町共同実施) |
| 平成29 (2017) 年 | 子どもの貧困対策計画に揚げる事業の総点検 |
| 平成30 (2018) 年 3月 | 子ども輝く未来基金を創設 |
| 令和 2 (2020) 年 3月 | 大阪府子ども総合計画（後期事業計画）の策定 |

■本市における取り組み

| 年 月 | 動 向 |
|-------------------|----------------------------------|
| 平成26 (2014) 年 12月 | 子どもの育成支援対策会議を設置 |
| 平成28 (2016) 年 | 子どもの生活に関する実態調査の実施(13市町共同実施) |
| 平成29 (2017) 年 | 実態調査の結果を踏まえた事業の取りまとめ |
| 平成30 (2018) 年 11月 | 「富田林市子どもの育成支援に関する今後の取り組みについて」を策定 |

2. 富田林市の現状と課題

(1) 子どもを取り巻く状況

①子どもの貧困の現状

- 令和元年国民生活基礎調査からみると、平成30年の貧困線（等価可処分所得^{※1}の中央値の半分）は127万円となっており、「相対的貧困率^{※2}」（貧困線に満たない世帯員の割合）は、15.4%（対平成27年△0.3ポイント）となっています。
- 「子どもの貧困率」（17歳以下）は13.5%となっており、平成27年の13.9%から0.4ポイント減少しています。
- OECDの所得定義の新基準（可処分所得の算出に用いる拠出金の中に、新たに自動車税等及び企業年金・個人年金等を追加）に基づき算出した「相対的貧困率」は15.7%、「子どもの貧困率」は14.0%となっています。

②本市における生活保護世帯の状況

本市における各年度末の生活保護者数は、毎年ほぼ横ばいとなっています。

（単位：世帯）

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|--------|--------|-------|-------|------------------------------|
| 世帯数 | 1,740 | 1,720 | 1,730 | 1,760 | 1,747 (うち、児童が いる世帯140) |

（単位：人）

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|--------|--------|-------|-------|----------------------|
| 人員数 | 2,439 | 2,379 | 2,378 | 2,386 | 2,292 (うち、児童数245) |

※1「等価可処分所得」

世帯の年間可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取りの収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

※2「相対的貧困率」

貧困を表す社会指標の1つ。経済協力開発機構（OECD）では、「国民の年間所得を順に並べ、その中央値の半分に満たない所得水準の人々の人口比率」と定義している。

③本市における児童扶養手当受給者の状況

児童扶養手当受給者数の推移をみると、受給者数・児童数ともに減少傾向となっています。

(単位:人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 受給者数 | 1,208 | 1,158 | 1,112 | 1,104 | 1,081 |

(各年度3月末現在)

(単位:人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|--------|--------|-------|-------|-------|
| 児童数 | 1,815 | 1,776 | 1,730 | 1,730 | 1,695 |

(各年度3月末現在)

④本市における就学援助^{*}認定の状況

令和3年度の就学援助率は23.0%で、前年度より1.6%下がっており、年々減少傾向にあります。

(単位:人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 就学援助受給者数 | 2,168 | 2,058 | 1,962 | 1,844 | 1,693 |

(単位:%)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 就学援助率 | 26.7 | 26.3 | 25.5 | 24.6 | 23.0 |

⑤本市における家庭児童相談員相談受付数の状況

本市の家庭児童相談員相談受付数は、年々増加傾向にあります。

(単位:件)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 相談件数 | 1,065 | 1,190 | 1,346 | 1,433 | 1,512 |

※「就学援助」

経済的に苦しい家庭の小中学生に学用品や給食費、修学旅行費などを市町村が支給する制度

(2) 富田林市子どもの育成支援に関する今後の取組みについて(抜粋)

①調査概要

□調査目的

本市における子どもの生活実態や学習環境を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、子ども・保護者を対象に調査を実施。

□調査概要

対象者：小学5年生・その保護者（948世帯） / 中学2年生・その保護者（1,047世帯）

方法：学校を通じて調査票を配布、回収

実施期間：平成28年9月5日～20日

回収率：全体80.8%

□困窮の程度の示し方

今回の調査では世帯所得をたずねているが、この回答のみで世帯の困窮の状態を測ることはできない。実際の生活上の体験や困りごとを把握するため、多面的に貧困を測る指標として、「等価可処分所得(※)」及びそれらを基に区分した「困窮度」を用いている。

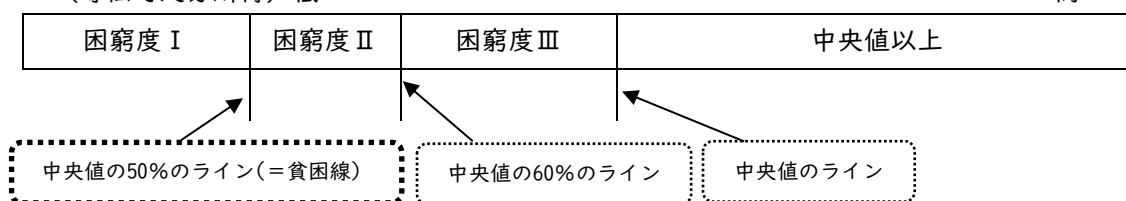
| | 区 分 | 人 数 | 比 率 |
|-------|---------------------------------------|------|-------|
| 中央値以上 | 等価可処分所得中央値（238万円以上）の層 | 687人 | 53.3% |
| 困窮度Ⅲ | 等価可処分所得中央値未満から60%（143万円）以上の層 | 373人 | 28.9% |
| 困窮度Ⅱ | 等価可処分所得中央値の50%（119万円）以上60%（143万円）未満の層 | 81人 | 6.3% |
| 困窮度Ⅰ | 等価可処分所得中央値の50%（119万円）未満の層（＝貧困線未満） | 148人 | 11.4% |

※富田林市の中央値 238万円（府 274万円）

≪困窮度≫

←（等価可処分所得）低い

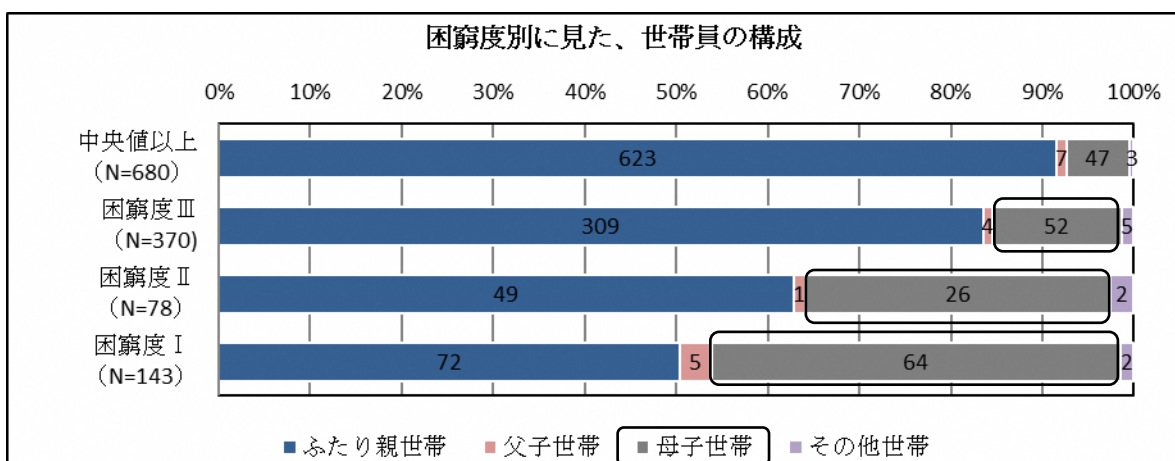
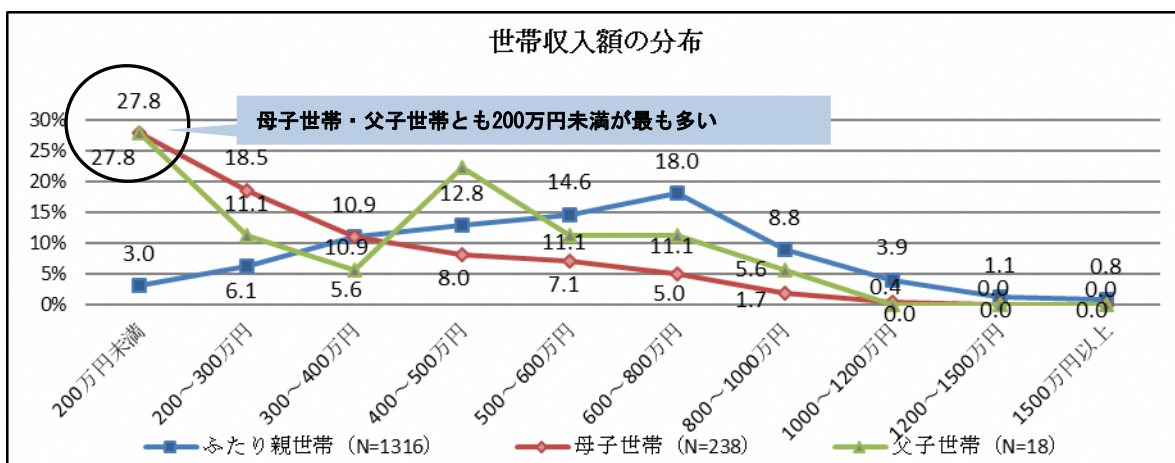
高い→



※等価可処分所得とは、世帯の可処分所得（収入から直接税・社会保険料を除いたもの）を世帯人員の平方根で割って調整した所得

②結果概要と課題・対応の方向性

[1] 家計・収入に関すること



□【結果からみられること】

- ・ひとり親世帯の収入は200万円未満が最も多く、所得状況が厳しい。
- ・母子世帯の7.5割が等価可処分所得の中央値に満たない。
- ・困窮度が高い世帯ほど「子どもを習い事に通わすことができなかった」「学習塾に通わすことができなかった」など、子どもに関して経済的にできなかったことが多い。

【参考】令和3年子供の生活状況調査の分析報告書(内閣府)

・等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当する割合は、「ひとり親世帯」では50.2%となっており、「ふたり親世帯」と比べて高くなっている。また、「中央値の2分の1未満」に該当する割合は、「母子世帯」のみでは、54.4%となっている。

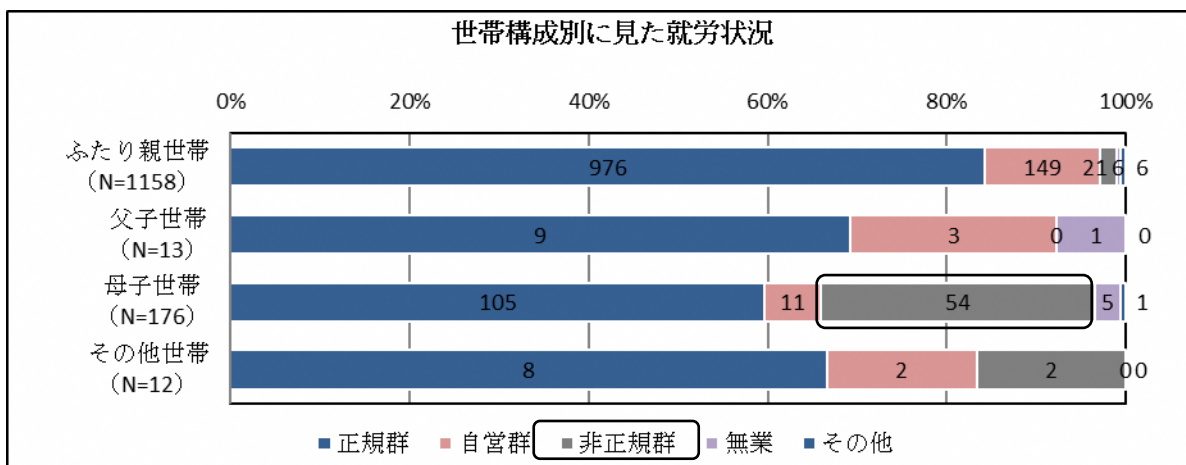
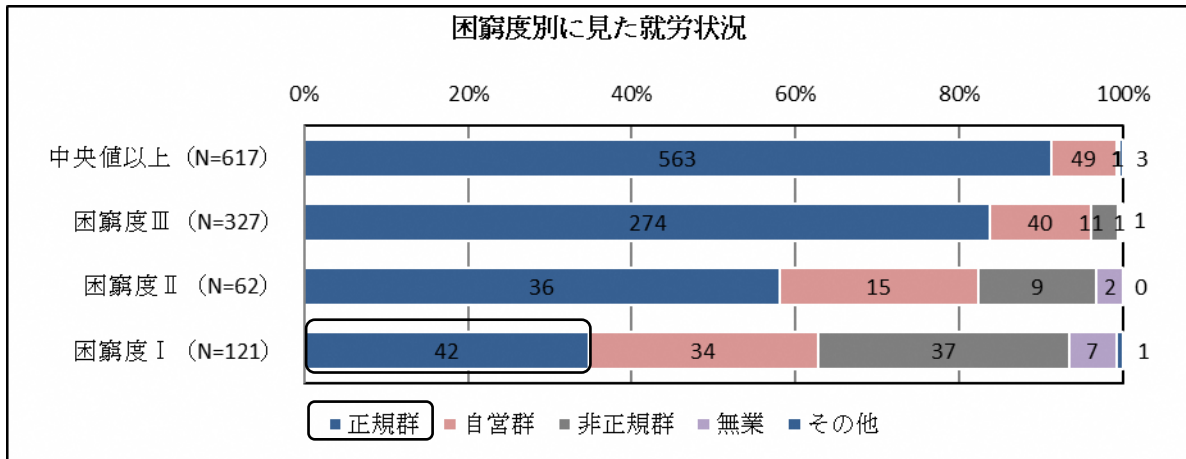
□【課題】

- ・経済的困窮が子どもの生活や将来に影響を与えていると考えられる。
- ・ひとり親世帯が経済的に厳しい状況にある。

□【方向性】

- ・困窮している世帯を経済的に支援
- ・ひとり親世帯の子育てや生活を支援

[2] 親の就業に関すること



□ 【結果からみられること】

- ・ 正規雇用は中央値以上では約9割と高いが、困窮度Ⅰでは3割強にとどまっている。
- ・ 非正規雇用は母子世帯では約3割と高い。
- ・ 困窮度Ⅰにおける主たる生計維持者の半数弱が母親である。

【参考】令和3年子供の生活状況調査の分析報告書（内閣府）

- ・ 「母親」の就労状況については、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が42.8%、次いで「正社員・正規職員・会社役員」が27.4%、「働いていない」が14.6%となっている。また、「父親」の就労状況については、「正社員・正規職員・会社役員」が78.1%、次いで「自営業（家族従業者、内職、自由業、フリーランスを含む）」が9.8%となっている。
- ・ 「母親」の就労状況について世帯の状況別にみると、「ふたり親世帯」では「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が45.0%で最も割合が高く、「ひとり親世帯（母子世帯）」では「正社員・正規職員・会社役員」が40.2%で最も割合が高くなっている。「父親」に関しては、「ふたり親世帯」では「正社員・正規職員・会社役員」が86.1%、「ひとり親世帯（父子世帯）」では81.1%となっている。

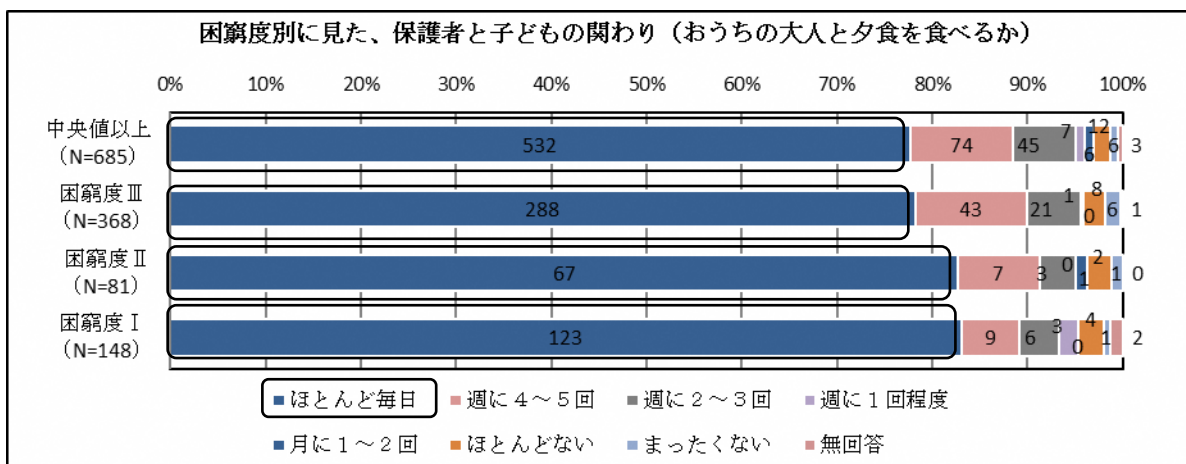
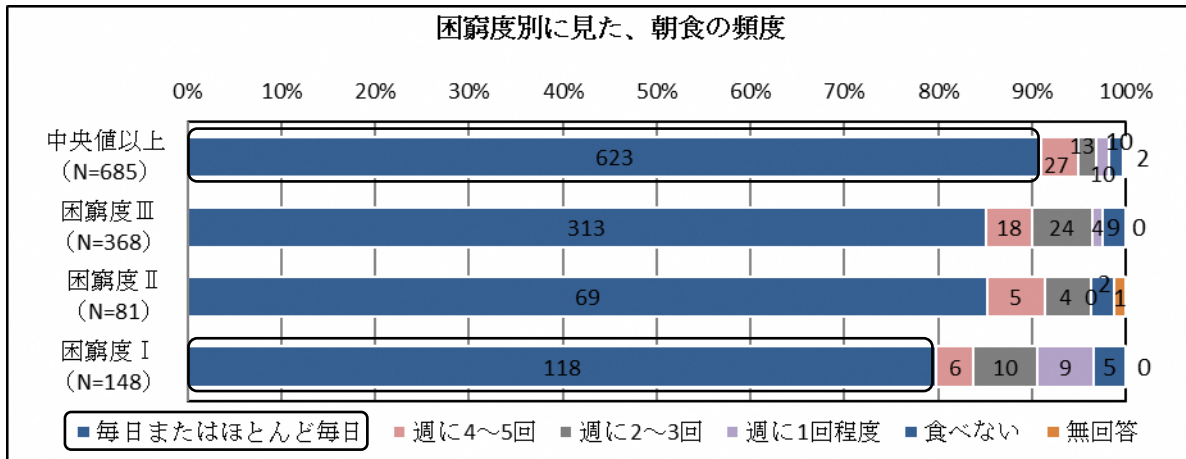
□ 【課題】

- ・ 安定した雇用確保と正規雇用に向けた就業支援が重要。
なお、子育て世帯が安心して働くことができるよう、職場の環境整備も必要。

□ 【方向性】

- ・ 経済的に自立につながるような就労に向けた支援

[3] 食事に関すること



□ 【結果からみられること】

- ・ 困窮度が高まるにつれ朝食を「毎日またはほとんど毎日」摂る頻度が減る傾向がある。
- ・ おうちの大人の人と一緒に朝食を「ほとんど毎日」食べる割合は5割に満たない。
- ・ おうちの大人の人と一緒に夕食を「ほとんど毎日」食べる割合は約8割。

【参考】令和3年子供の生活状況調査の分析報告書（内閣府）

- ・ 「朝食」については、「毎日食べる（週7日）」が82.0%、「週5~6日」が10.3%、「週3~4日」が2.8%、「週1~2日、ほとんど食べない」が4.6%となっている。
- ・ 「夏休みや冬休みなどの期間の昼食」については、「毎日食べる（週7日）」が89.1%、「週5~6日」が7.1%、「週3~4日」が2.7%、「週1~2日、ほとんど食べない」が0.6%となっている。
- ・ 等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「毎日食べる（週7日）」の割合が、「朝食」について71.2%、「夏休みや冬休みなどの期間の昼食」について82.4%と、他の世帯と比べて低くなっている。

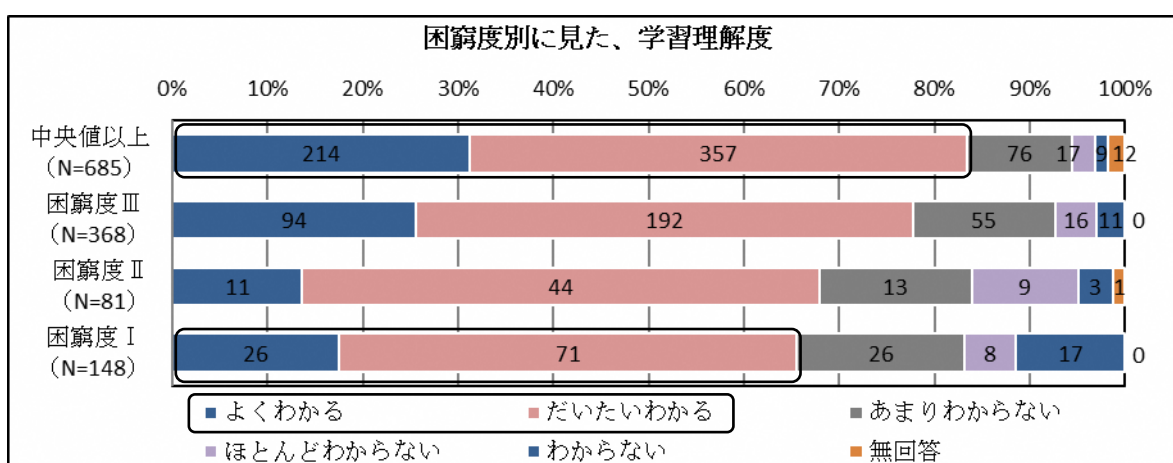
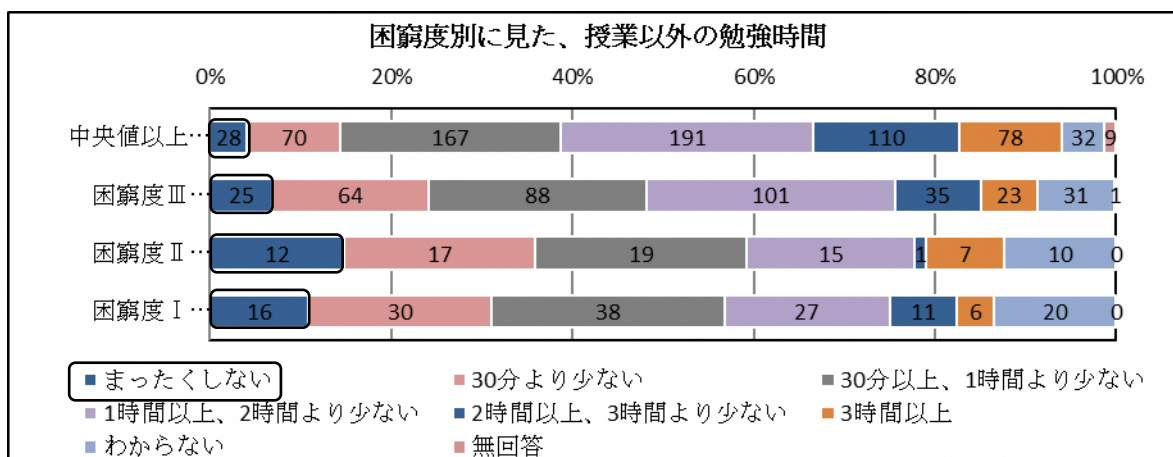
□ 【課題】

- ・ おうちの大人の人と一緒に朝食を摂る割合は困窮世帯ほど低い。
- ・ 親子で一緒に食事をする機会を設けることや、食事をはじめとした生活習慣の確立が必要

□ 【方向性】

- ・ 食育の推進をはじめとする健康づくりを支援
- ・ 共食の機会の提供など子どもたちが孤立しないように支援

[4] 子どもの教育に関すること



□ 【結果からみられること】

- ・勉強時間は困窮度が高まるにつれて短くなり、困窮度Ⅱ・困窮度Ⅰでは「まったくしない」と「30分より少ない」をあわせると、いずれも3割強となっている。
- ・学習理解度が「よくわかる」「だいたいわかる」をあわせた割合は、困窮度が高まるにつれて低くなり、困窮度Ⅱ・困窮度Ⅰでは7割弱となっている。
- ・困窮度が高まるにつれて子どもへの将来の期待や子ども自身の進学希望が低くなる。

【参考】令和3年子供の生活状況調査の分析報告書（内閣府）

- ・等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「まったくしない」の割合が、「学校がある日（月～金曜日）」では12.3%、「学校がない日（土・日曜日・祝日）」では22.0%となっており、それぞれそれ以外の世帯と比べて高くなっている。
- ・等価世帯収入の水準別にみると、「ほとんどわからない」と「わからないことが多い」を合わせた割合は、「中央値以上」の世帯では7.3%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では12.4%、「中央値の2分の1未満」の世帯では24.0%となっている。

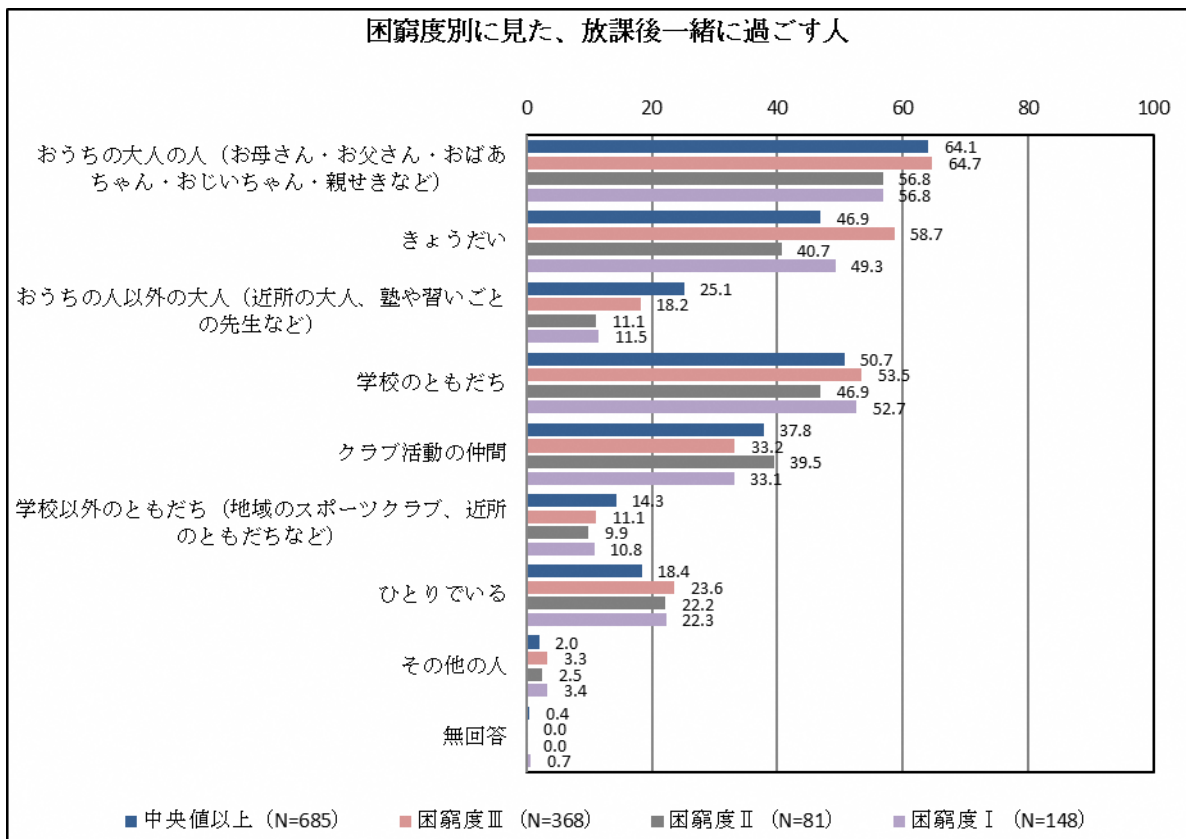
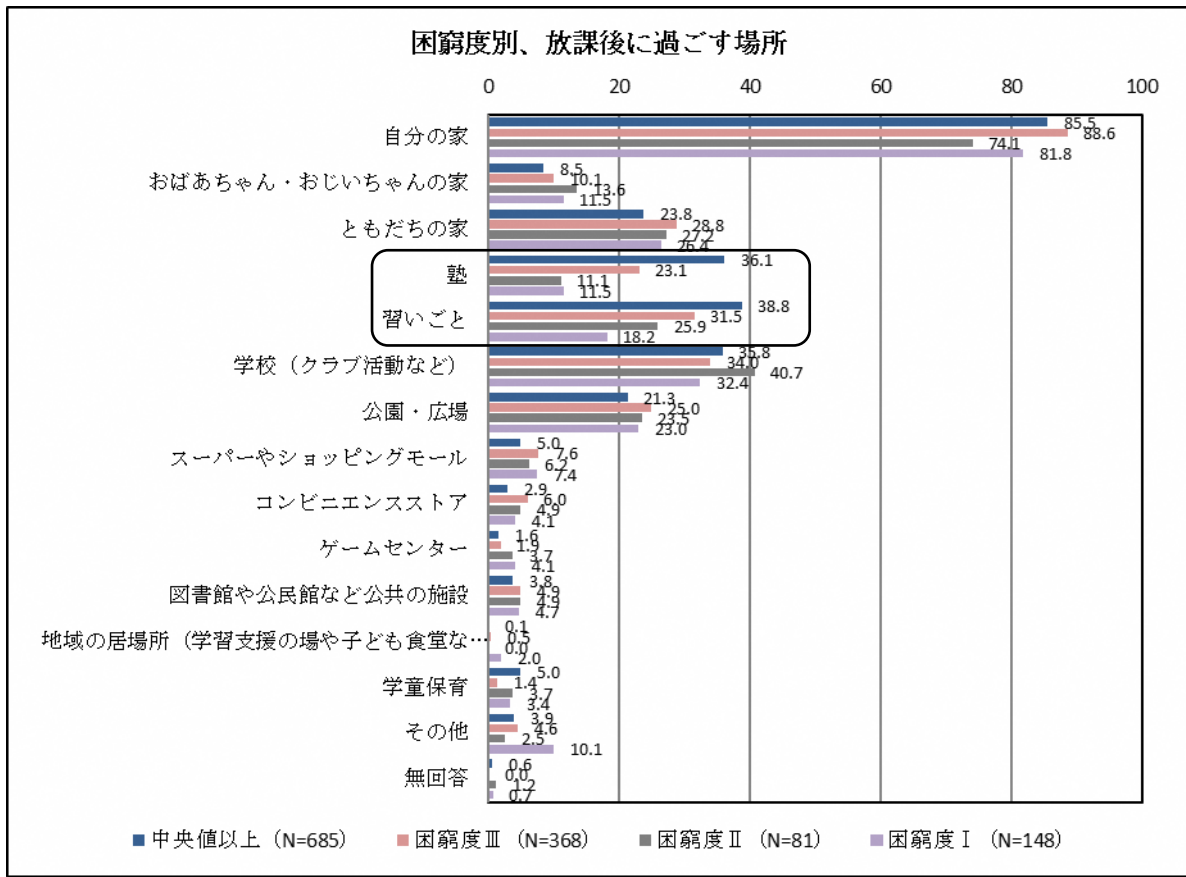
□ 【課題】

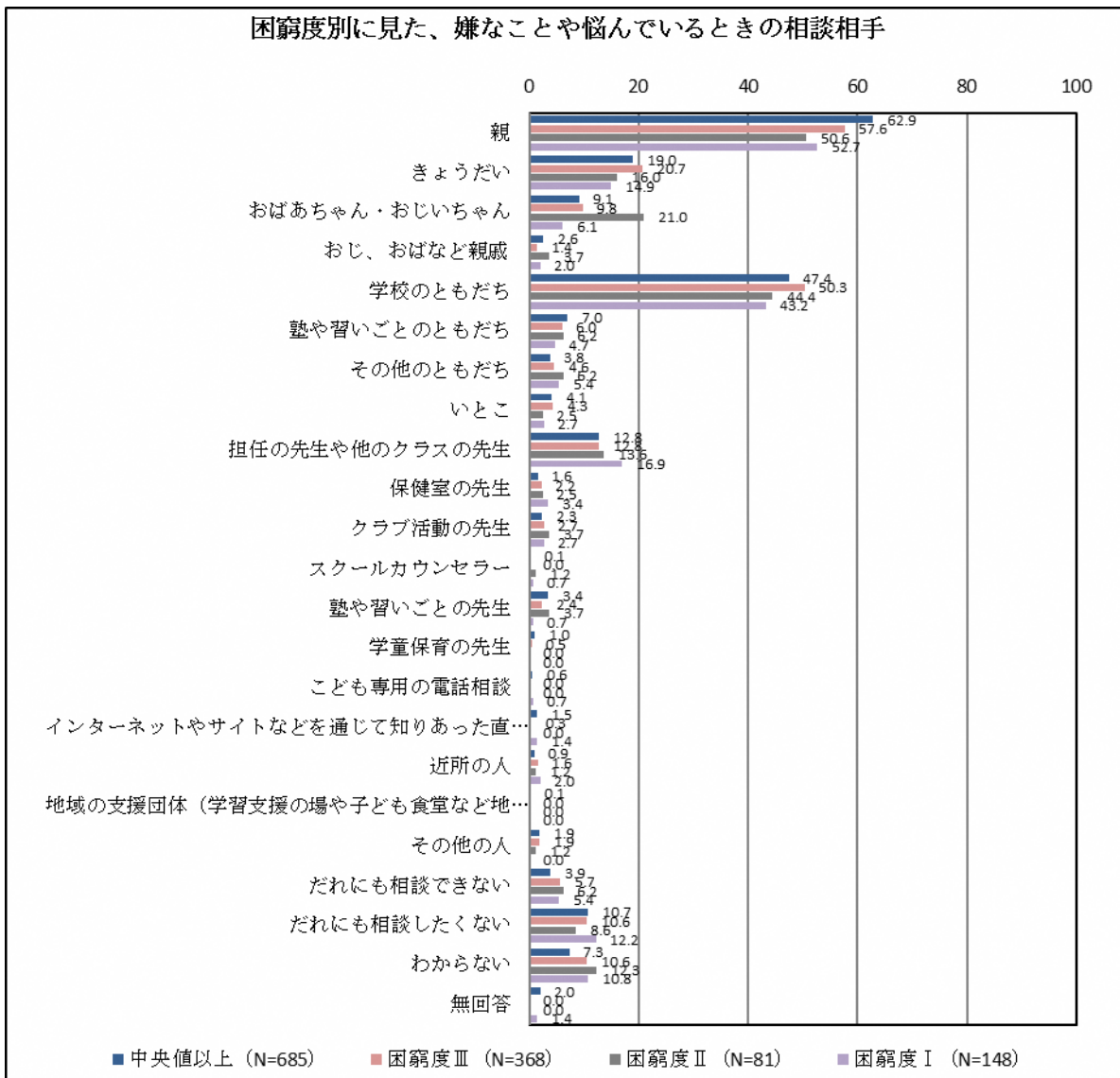
- ・経済的に困窮している家庭ほど子どもの教育環境が整っておらず、子どもたちが安心して学習や進学希望をもつことができるような教育環境が必要。

□ 【方向性】

- ・地域における学習支援など学びを支える環境づくりを支援

[5] 子どものつながりに関すること





□ 【結果からみられること】

- ・放課後に過ごす場所と人については、中央値以上では塾や習いごとに行くが、困窮度が低い層では塾等に行く割合は低く、「ひとりである」という回答が高い。
- ・「だれにも相談できない」「したくない」という割合は、困窮度との関連性は見られないが、中央値以上よりも高い。

【参考】令和3年子供の生活状況調査の分析報告書（内閣府）

- ・等価世帯収入の水準別にみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では、「学校の友達」が62.4%と他の世帯と比べて低くなっている。他方で、「だれにも相談できない、相談したくない」の割合は12.8%で、他の世帯と比べて高くなっている。

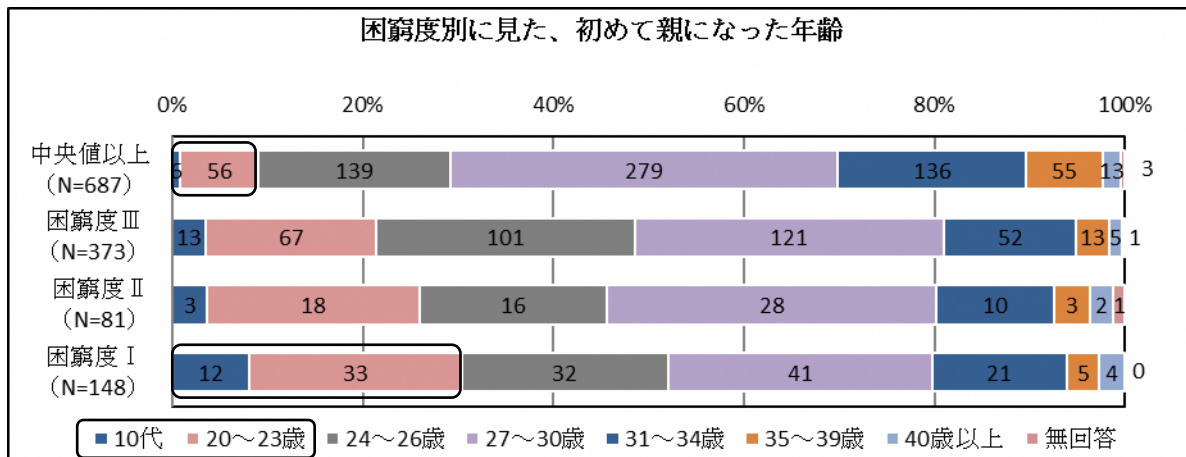
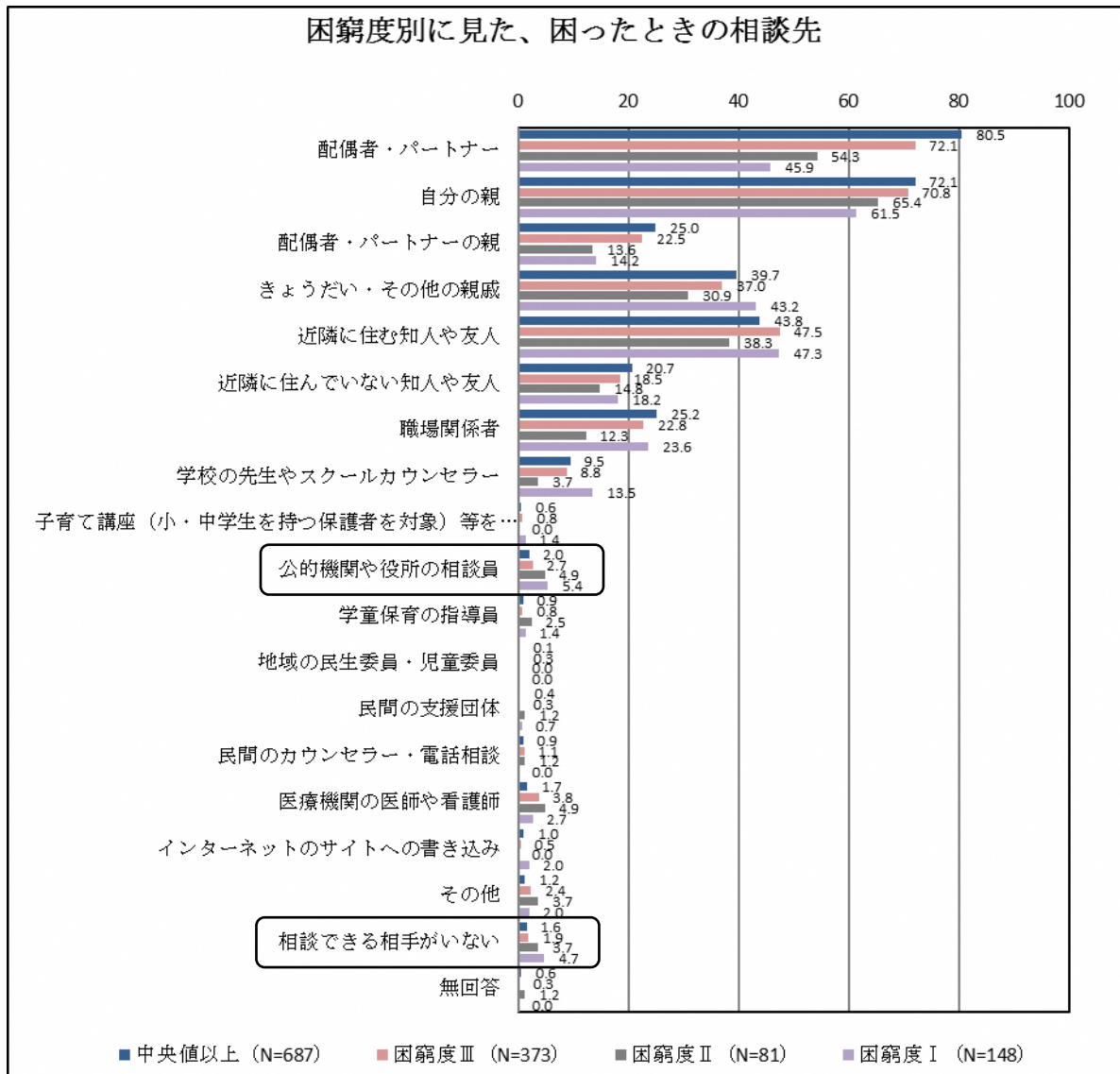
□ 【課題】

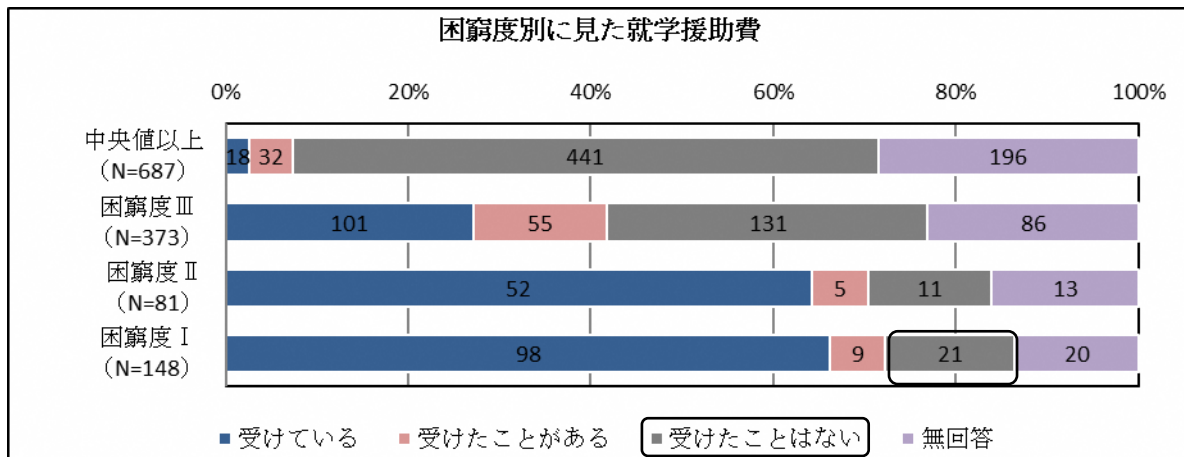
- ・会話・食事・文化活動など保護者と子どもの関わりが少なく、子どもが悩みを抱えて孤立しないよう、さまざまな人と接する機会を持つことが必要。

□ 【方向性】

- ・居場所づくりなど子どもたちが孤立しないように支援
- ・安心して子育てできるように支援

[6] 親の相談支援に関すること





□【結果からみられること】

- ・保護者の相談相手については、公的機関への相談割合が低い。
- ・保護者の相談相手を見ると、困窮度Ⅰでは「相談できる相手がいない」との回答も見られ、中央値以上よりも高い。
- ・困窮度Ⅰでは、「やる気がおきない」「ねむれない」「まわりが気になる」など身体症状に加えて、心理的・精神的症状も見られる。
- ・困窮度が高まるにつれて10代、20～23歳での出産の割合が高く、困窮度Ⅰでは3割を超えている。
- ・困窮度Ⅰでも、就学援助や児童扶養手当、養育費を受けたことがない世帯がある。

【参考】令和3年子供の生活状況調査の分析報告書（内閣府）

- ・重要な事柄の相談について、等価世帯収入の水準別にみると、頼れる人が「いない」と回答した割合は、「中央値以上」の世帯では3.6%、「中央値の2分の1以上中央値未満」の世帯では5.9%、「中央値の2分の1未満」の世帯では8.0%となっている。また、「頼れる人がいる」と回答した場合の相談相手は、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」の世帯では、「家族・親族」の割合が91.0%で、他の世帯と比べて低くなっている。一方で、「相談・支援機関や福祉の人」の割合は6.2%で、他の世帯と比べて高くなっている
- ・支援制度の利用状況について、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の世帯に限って集計すると、「現在利用している」の割合は、「就学援助」については58.6%、「児童扶養手当」については46.2%となっている。それ以外は、「現在利用している」の割合は1割未満となっている。

□【課題】

- ・困った時の相談先として、公的機関への相談割合が低い。
- ・困窮度が高いほど、相談できる相手のいない割合が高い。
- ・困窮度によって子どもや保護者の心身の状況に影響が出ており、さまざまな制度や支援サービスに確実につなげることが必要。
- ・若年出産と生活困窮との関連があることから、妊娠期からの取組みが必要。

□【方向性】

- ・困窮している世帯を経済的に支援
- ・相談支援など保護者が孤立しないよう支援
- ・心身の健康管理など健康づくりを支援

■政策的課題のまとめ

本市における子どもの貧困に関する状況として、経済的状況では、「ひとり親世帯」特に「母子世帯」において、7.5割が等価可処分所得の中央値未満であり、また、非正規雇用の割合が約3割であるなど貧困層の割合が高く、経済的に厳しい状況にあることがうかがえる。

子どもの勉強時間においては、困窮度が高まるにつれて短くなり、学習理解度も低くなっている。また、困窮度が高くなるにつれて習い事や塾に通わすことができなかつた割合が高く、親に宿題を見てもらう割合や一緒に文化活動をする割合も低く、学習面や文化活動の「機会」の差にも影響がみられた。

朝食の頻度については、困窮度が高まるにつれて、減る傾向があった。また、食事を食べない子どもがいることに加えて、大人と一緒に朝食・夕食を取る頻度もわずかに低い傾向があった。

困窮度が高いほど、相談できる相手が身近におらず、自己効力感の低さにつながっており、地域で孤立し、そのことが子どもの大人との関わりにも影響していると推測されたことなどから、以下のような政策課題が明らかとなった。

- ・経済的支援策と学習支援や子ども食堂など子どもの「居場所」支援を車の両輪として同時に進める。
- ・地域において、各関係機関、NPO等が子どもと保護者に関わるなかでさまざまな生活困窮のサインを見逃さずに、子どもの支援策に確実につなげる仕組みが必要。
- ・本市の特徴として、国が定める貧困線（等価可処分所得）を上回るが、経済的にさまざまな制約が生じており、それらが子どもに影響を与える世帯の存在も明らかになった。子どもの貧困関連の施策の対象者として、従来想定されていたよりも広範な層への支援が必要。



地域や家庭に居場所がない子どもにとっては、学校以外で気軽に立ち寄り、温かく心のもった食事の提供や学習支援を行う居場所をつくること、子どもたちの心の支えになる。そして、地域にとっても子どもの異変に早い段階で気づき、支援につなぎ、見守りを行える貴重な場所となる。

子どもの貧困の連鎖を断ち切るためには、こうした居場所づくり事業を市が企画提案し、民間企業やNPO法人、地域のボランティア等と連携し、協働した取り組みが重要と考える。

3. 施策の方向性

(1) 基本理念

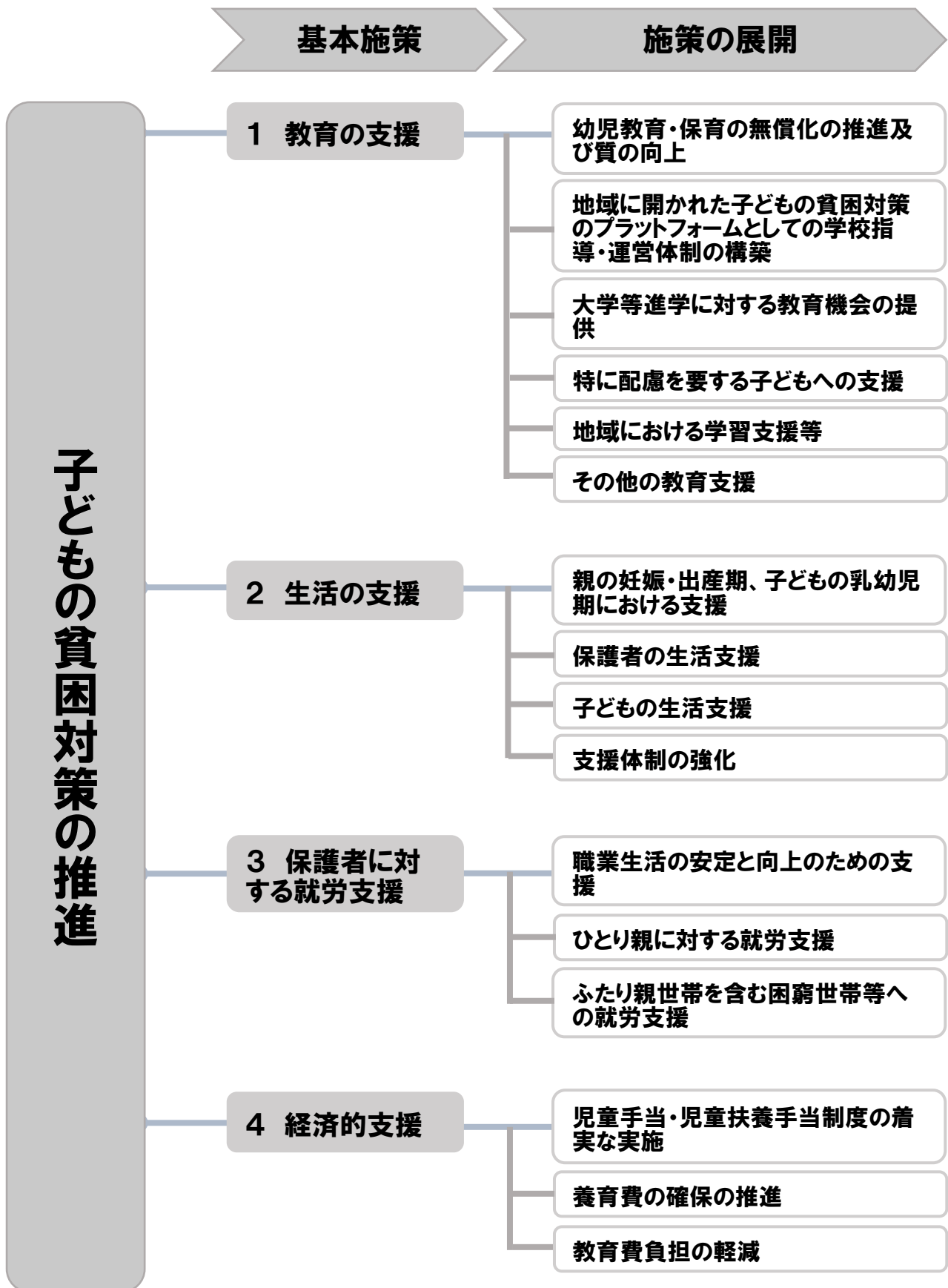
ともにいきいきと輝き、
あかるい未来が見えるまち・とんだばやし

本計画は、本市が策定しました「第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画」に追加・内包する計画としたことから、第2期事業計画の基本理念を継承することとし、すべての子ども・若者が夢や希望、自己肯定感を持ち、生まれ育った環境に左右されず健やかに成長できる施策に取り組みます。

(2) 基本施策

本計画の基本理念である「ともにいきいきと輝き、あかるい未来が見えるまち・とんだばやし」の実現に向けて、国の大綱で定める重点施策でもある、①「教育の支援」、②「生活の安定に資するための支援（生活の支援）」、③「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援（保護者に対する就労の支援）」、④「経済的支援」の4つの施策を柱として、関係機関と連携しながら本計画を推進します。

(3) 施策の体系



(4) 施策の展開

①教育の支援

「学校」を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカー等が関係機関と連携し、困難な状況にある子どもたちを早期に発見し、支援につながる体制強化に努めます。また、子どもの状況に応じた学習機会の提供や、子どもたちが様々な体験ができるような多様な活動の場を提供するなど、総合的に対策を推進します。

※関連Noは「第2期富田林市子ども・子育て支援事業計画」の「主な取り組み」におけるNo

| 事務事業 | 事業内容 | 担当課 | 関連 No |
|--|--|--------|-------|
| ・認定こども園整備事業 ・保育所等整備事業 ・小規模保育設置促進事業 | ・待機児童解消のため、新たな民間保育施設を誘致し、安心して子育てできる環境を整備する。 ・必要な施設整備や設備・備品の整備・更新などの環境整備を実施する。 | こども未来室 | |
| 公立幼稚園連絡協議会 | ・富田林市における公立・私立幼稚園の幼児教育などに関する連絡調整を行い、市全体の幼児教育の振興を図る。 | 教育指導室 | |
| スクールカウンセラー配置 | ・全中学校にスクールカウンセラー（SC）を配置し、校区の小学校も含め、児童生徒の心のケアや保護者等の相談、教員への助言を行い、学校教育相談体制の一層の充実を図る。 | 教育指導室 | |
| 生徒指導事業（スクールソーシャルワーカー） | ・小学校4校にスクールソーシャルワーカー（SSW）を配置し、いじめ・不登校・児童虐待・貧困・問題行動等、さまざまな課題を抱えた児童・生徒・保護者に対する支援を行うとともに、福祉関係機関等との連携を図り、課題解決・改善に向けた体制の構築を進める。 ・SSW配置のない小中学校の要請に応じてSSWを派遣し、児童・生徒に対する支援を進める。 | 教育指導室 | |
| 生徒指導事業（教育相談員、すこやか教育電話相談） | ・すこやか教育電話相談専用ダイヤルを設置するとともに教育相談員を配置し、児童生徒や保護者からの相談に応じることで、問題解決に向けた支援を行う。 | 教育指導室 | |
| 奨学基金運用事業 | ・高校等修学のため、本人又は保護者に対して奨学金を支給する。 | 教育指導室 | |
| 進路選択支援事業 | ・高校及び大学等進学にあたり、進学意欲を有しながら経済的な理由により、就学を断念せざるをえない生徒に対して、情報提供や進路指導、相談体制の確立とともに学校・地域とのネットワークを構築し、きめ細かくかつ継続的な相談活動や支援活動を行う。 | 教育指導室 | |
| 発達段階に応じたキャリアプログラムの実施 | ・市内全小中学校でキャリア教育全体計画を作成し、実践に取り組む。 ・職業に関する聞き取り学習や職業体験学習を通じて、夢や志を育む教育に取り組む。 | 教育指導室 | |
| 地域による学校教育支援事業 | ・各中学校区において、地域の方を中心に学校支援ボランティアを組織し、学校教育に関わるより多くの、かつ多様な支援活動を行う。これによって、子どもの健やかな成長を促す学校教育活動の更なる充実を図る。 | 教育指導室 | |
| 生徒指導事業 | ・小中学校へ大学生等をボランティアとして派遣し、学習や活動等の支援、サポートを行い、子どもの健全育成を図る。 | 教育指導室 | |

| 事務事業 | 事業内容 | 担当課 | 関連 No |
|-----------------------|---|----------|-----------------------|
| トップアスリート小学校ふれあい事業 | ・トップアスリートとの直接的なふれあいを通じて、小学生がスポーツの素晴らしさや感動を共有できること、また夢や希望を与え、運動・スポーツに親しむ態度や習慣を身につけることを目的とする。 | 教育指導室 | |
| 教育コミュニティ推進事業 | ・地域住民等の参画による地域の実情に応じた取組みを有機的に組合わせて教育支援活動を行うことにより、教育コミュニティづくりを推進する。 | 生涯学習課 | |
| 放課後こども教室推進事業 | ・放課後の16小学校の校庭や余剰教室等を利用して、地域のボランティアが行う学習活動や体験活動を子どもたちが体験することにより、地域交流及び居場所づくりを図ることを目的とする。 | 生涯学習課 | 再掲 (P80、No103) |
| 生活困窮者自立支援事業における学習支援事業 | ・生活保護世帯及び児童扶養手当全部支給世帯の中学生を対象に、学習に関する指導・相談及び自習を行う学習教室、進路に関する情報の提供、生徒の人的な成長を図るための社会活動等を通じた居場所づくり、学習・進路相談・居場所づくりを行うにあたって必要な支援及びそのための必要な関係機関との連携を行う。 | 増進型地域福祉課 | |
| 人権の花運動 | ・市と法務局、人権擁護委員が協力して、毎年、市内の小学校(2校)に対して、チューリップの球根等を配付。児童が協力し合って花を育てることで、協力や感謝することの大切さを学び、生命の尊さを実感する中で人権尊重を育ててもらおう。また、人権擁護委員による「人権教室」もあわせて実施する。 | 人権・市民協働課 | |
| 性の多様性に関する絵本の読み聞かせ | 幼少期の頃から自身の性の在り方に違和感を感じ、自己否定感を持つ人、そういった子どもを持つ保護者も子どもの状況を理解しがたく、困惑されるケースも多くあることから、性の多様性や多様な家族の在り方、自分らしく生きることが大切であることを伝えるため、幼少期の子どもとその保護者を対象にLGBTQに関する「絵本の読み聞かせ」を実施する。 | 人権・市民協働課 | |
| 小・中学生育成事業 | ・小学生対象では、放課後の楽しく安全な居場所づくりと健全な育成を図ることを目的に、創作活動やスポーツ活動などさまざまな活動及びイベントを実施する。 中学生対象では、多感な時期における仲間づくりや心身の育成と情操を豊かにすることを目的に、学習やスポーツ、レクリエーション活動などを実施する。 ・児童館活動を通じて、子どもが人や地域との関りを深め、自主性、社会性、創造性を育むための支援を行う。 | 児童館 | 再掲 (P81、No114・116) |
| 子ども読書活動推進計画に基づく事業 | ・すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動が行えるよう、環境整備の推進を図る。 ・市立幼稚園へ「幼稚園つつじ号」で訪問し、貸し出しを行う。 ・中高生用の利用を促進するため、きらめき創造館 Topicへ団体貸出を行う。 ・幼稚園・保育園・小学校・学童クラブ等へ団体貸出を行う。 ・幼稚園・保育園の来館を受け入れる。 | 図書館 | |

②生活の支援

子どもとその保護者が社会的に孤立することがなく、また、安定した生活ができるよう、妊娠期から切れ目のない相談支援の充実を図るとともに、交流の機会確保や居場所づくりの支援など、総合的に対策を推進します。

| 事務事業 | 事業内容 | 担当課 | 関連 No |
|-----------------------|--|--------|-------------------|
| 保育士による訪問事業 | ・妊婦及び0～3歳未満の未就園児のいる家庭を対象に市立保育所の保育士が定期的に訪問し、子育てに関する心配事の相談や子育て支援に関する情報提供を行い、妊娠時から育児不安の解消に努める。 | こども未来室 | 再掲 (P67、No5) |
| 利用者支援事業 | ・子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、母子保健事業等を円滑に利用できるよう、相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する。(特定型1か所、母子保健型1か所) | こども未来室 | 再掲 (P70、No40) |
| 子育て世代包括支援センター(ゆにぞん) | ・妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的・継続的な切れ目ない支援をワンストップで行う。 ・妊娠、出産、育児に関する各種相談に応じ、必要な情報提供、助言及び保健指導等を行う。 | こども未来室 | 再掲 (P84、No141) |
| 子ども家庭総合支援拠点 | 18歳までのすべての子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、さまざまな悩みや困りごと等に、専門の相談員が対応し必要に応じて関係機関と連携しサポートを行う。 | こども未来室 | |
| 母子生活支援施設 | ・母子家庭やこれに準ずる家庭で、保護者が監護すべき児童の福祉に欠ける場合に、その保護者及び児童を母子生活支援施設に入所させ保護するとともに、将来の自立に向けた支援を行う。 | こども未来室 | 再掲 (P71、No46) |
| 延長保育促進事業 | ・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所で保育を実施する。 | こども未来室 | |
| 病児保育事業 | ・富田林病院事業所内保育施設(病児保育室なでしこ)において、急な病気のため保育所等で預かることが困難な児童を対象に病児対応型病児保育事業を実施する。また、梅の里こども園、みどり保育園、寺池台こども園では、在園児の体調不良児対応型病児保育事業を実施する。 | こども未来室 | |
| 一時預かり事業 | ・保育の実施要件がなく保育園に入園できない児童であっても、一時的に家庭で保育できなくなった場合や保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、保育園で一時的に保育する。若葉保育園・富貴の里保育園・梅の里こども園・みどり保育園・寺池台こども園・宙保育園で実施する。 | こども未来室 | |
| 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) | ・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を推進する。 ・必要な施設整備や設備・備品の整備・更新などの環境整備を実施する。 | こども未来室 | |
| ひとり親家庭相談 | ・母子・父子自立支援員が、家庭の安定、自立のための相談や離婚前相談、就労支援相談に応じ、情報提供を行う。母子・父子・寡婦福祉資金の貸付相談にも応じる。 | こども未来室 | 再掲 (P71、No43) |

| 事務事業 | 事業内容 | 担当課 | 関連 No |
|----------------------------------|--|--------|-----------------------|
| 要保護児童対策地域協議会 | ・児童虐待の問題に対して、富田林市委保護児童対策地域協議会を設置し、市内の保健・福祉・医療をはじめ教育、警察等の関係機関が連携及び情報共有を図り、見守り体制を構築することにより、児童虐待の防止、早期発見、早期対応に努め、要保護児童等及びその家族の福祉の向上を図る。 | こども未来室 | 再掲 (P67、No1) |
| 養育支援訪問事業 | ・産後うつ、育児不安等により負担感や孤立感を抱え、児童の養育について支援を必要としながら、自ら積極的に支援を求めていくことが困難な家庭に対し、研修を受けた家庭訪問支援員が自宅訪問し、育児支援や養育相談等を行う。また、妊娠中または出産後で心身の不調等により、一時的に家事や育児が困難な家庭に、市が委託した事業所からヘルパーを派遣する。 | こども未来室 | 再掲 (P67、No6) |
| 地域子育て支援拠点事業 | ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を実施する。(つどいの広場7か所、地域子育て支援センター2か所) | こども未来室 | 再掲 (P70、No36・37) |
| ファミリー・サポート・センター事業 | ・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整、マッチングを行う。 | こども未来室 | 再掲 (P84、No136) |
| 園庭開放 | ・保育園や幼稚園等では、園庭を開放し、親子で自由に楽しんだり在園時と交流したりする機会を設ける。子育て講座や育児相談も行う。 | こども未来室 | 再掲 (P84、No138・139) |
| 保育所における食育の取組支援 | ・市町村等関係機関と連携し、保育所に対して、食事提供、アレルギー児の管理、衛生管理、食育、非常時の対応について「食事プロセスPDCA」を参照し、その整備を行う。また、保育所職員を対象とする研修会を通じて、食育に関する情報提供等を行うことにより、保育所における食育の取組みを支援する。 | こども未来室 | |
| こども支援サポーター研修会 | ・「子ども食堂」の取組みに対する理解を広め、地域での活動を支援するとともに、運営団体や子ども支援サポーター(ボランティア)の交流の場として研修会や報告会を開催し、それぞれが直面している課題の共有や、解決に向けた意見交換を行う。 | こども未来室 | |
| 子ども食堂運営支援事業 | ・子ども食堂の円滑かつ継続的な実施に向け、団体に対してさまざまな情報の提供や研修会を実施するなど支援を行うとともに、子ども食堂の運営に協力する「子ども支援サポーター」(ボランティア)を募集し、団体と支援サポーター間のマッチングやネットワークを構築する。 | こども未来室 | 再掲 (P77、No90) |
| 食材の有効活用に向けたシステム構築 | ・JA 大阪南との食材提供協定のほか、食材等の提供があった場合に子ども食堂に分配や情報提供するなど、有効活用に向けたシステムづくりを行う。 | こども未来室 | |
| 子育て短期支援事業(ショートステイ事業・トワイライトステイ事業) | ・児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由又は仕事の事由等により、家庭における児童の養育が一時的に困難となったときや、経済的な理由等により、緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童福祉施設において、一定期間、養育及び保護することにより、これらの児童及びその家族の福祉の向上を図る。 | こども未来室 | |

| 事務事業 | 事業内容 | 担当課 | 関連 No |
|-----------------------|---|----------|--|
| 母子保健事業 | ・母子保健法に基づく各種健診(妊婦、乳児、4 か月児、1 歳 7 か月児、3 歳 6 か月児)、訪問(妊産婦、新生児、未熟児等)の他、2 歳 6 か月児歯科健診、経過観察健診、健康相談、育児教室等を実施。個別の案内や広報等を通じて、健診を周知し受診率の向上に努める。 | 健康づくり推進課 | 再掲 (P69、No27) (P75、No72・76) (P76、No79・80) |
| 母子保健事業【産後ケア事業】 | ・産後、家族等から十分な支援が受けられず、体調や育児に不安がある方を対象に委託医療機関にてショートステイやデイサービスを実施する。(対象:生後 4 か月未満の乳児及び産婦) | 健康づくり推進課 | 再掲 (P75、No78) |
| 母子保健事業【子育て相談会】 | ・子育て期に、相談内容に応じて専門職が相談対応することで、保護者の育児不安にタイムリーに支援を行う。 | 健康づくり推進課 | 再掲 (P76、No82) |
| 母子保健事業【育児教室】 | ・同年齢の子どもを持つ保護者同士の交流の場となり、育児の孤立を防止する。 | 健康づくり推進課 | 再掲 (P77、No87) |
| 乳児家庭全戸訪問事業 | ・妊娠期から生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握、相談・助言などの援助を行う。また、面談の場や教室等を通じて事業の周知に努める。 | 健康づくり推進課 | 再掲 (P67、No4) |
| 食育月間イベント・(メール配信) | ・6 月の食育月間に、市内のスーパーマーケットにおいて食事のバランス、減塩、野菜摂取など食生活改善の普及啓発を行う。 ・毎月 19 日に食育コラムをメールで配信する。 | 健康づくり推進課 | |
| 乳幼児健診児の栄養指導 | ・乳幼児健康診査(4 か月児、1 歳 7 か月児、3 歳 6 か月児)で、対象年齢に応じた栄養士による栄養指導や個別相談を実施する。 ・各年齢(月齢)の子どもはもちろん、保護者(特に授乳期の産婦)自身の食事や栄養に関する相談に応じ、生活スタイル等に合わせた指導に努める。 | 健康づくり推進課 | |
| 生活困窮者自立支援事業 | ・経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方(生活保護受給中の方は除く)に対して、コミュニティソーシャルワーカー等関係機関との連携による包括的な支援を行うことで自立促進を図る。 ・「生活困窮者自立支援法」に定められた必須事業(自立相談支援事業・住居確保給付金)及び自治体の任意で選択できる任意事業(一時生活支援事業・就労準備支援事業・生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業)を実施する。 | 増進型地域福祉課 | |
| コミュニティソーシャルワーカーによる支援 | ・地域における高齢者、障がい者、ひとり親家庭など援護を要するあらゆる人、又はその家族・親族等に対して見守り及び相談・支援を行い安心して暮らせる地域をめざす。生活の困りごとに対する総合相談・総合支援を行うコミュニティソーシャルワーカー(CSW)と地域住民活動のコーディネートを行う地域福祉コーディネーターを富田林市社会福祉協議会に委託し、配置する。 | 増進型地域福祉課 | 再掲 (P70、No41) |
| 民生委員・児童委員、主任児童委員による活動 | ・児童福祉に関する問題を専門的に担当する主任児童委員と地域の民生委員・児童委員が一体となって、児童の健全育成や子育て支援のために活動する。小中学校・幼稚園・保育所への訪問のほか、児童虐待や不登校等の課題に関係機関と連携しながら取り組む。 | 増進型地域福祉課 | 再掲 (P68、No11) |

| 事務事業 | 事業内容 | 担当課 | 関連 No |
|-------------------|--|----------|--------------------|
| 人権相談 | ・人権擁護委員による人権相談を実施し、市民が抱えるさまざまな人権課題の解決に取り組む。 | 人権・市民協働課 | 再掲 (P74, No64) |
| 男女共同参画推進のための相談事業等 | ・女性の抱えるさまざまな悩みについてフェミニストカウンセラーや女性の電話相談員による相談を実施する。 | 人権・市民協働課 | 再掲 (P73, No60) |
| ロビースタッフ配置事業 | ・きらめき創造館「Topic」での青少年の交流支援やロビースタッフによる相談を実施している。 | 生涯学習課 | |
| 乳幼児クラブ事業 | ・乳幼児と保護者を対象とした、育児などの情報交換や仲間づくりを行うサークル形式の教室(2か所)。育児相談も受け付ける。 | 児童館 | 再掲 (P88, No166) |
| 保育室開放事業 | ・就学前の子どもとその保護者がつどい、交流できる場を提供する。また、親子でのお出かけ応援として、授乳の場の提供、おむつ替えの場の提供、ミルク用のお湯の提供などを行う。育児相談も受け付ける。 | 児童館 | |
| 家庭教育学級 | 子育てなどに関する講座を実施 | 公民館 | 再掲 (P73, No63) |
| 総合相談事業 | ・総合相談事業として生活相談・人権相談を人権協議会に委託し、隣保館の基本事業の一つとして地域住民の自立支援及び福祉の向上等に資することを目的に実施する。 | 人権文化センター | 再掲 (P74, No67) |

③保護者に対する就労の支援

所得の増大はもちろんのこと収入面のみならず、保護者が仕事と両立しながら子育てができ、また、家族がゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保するため、ひとり親家庭の親の学び直しの支援やハローワーク等と連携を行い、就労機会の確保や資格取得への支援を行います。

| 事務事業 | 事業内容 | 担当課 | 関連 No |
|--------------------------|--|--------|------------------|
| 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 | ・仕事に必要な資格や技術を身に付けるため、事前相談を通じて対象講座を受講後、給付金を支給する。 | こども未来室 | 再掲 (P71、No44) |
| 母子・父子自立支援プログラム策定等事業 | ・個々の状況に応じた、子育て、生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせたプログラムを策定する。ハローワークと連携し、プログラムに基づく自立・就業支援を行う。 | こども未来室 | 再掲 (P72、No52) |
| ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | ・高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、民間事業者などが実施する対策講座を受講する場合に給付金を支給する。 | こども未来室 | 再掲 (P72、No51) |
| 母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 | ・就業に結びつきやすい資格を取得するために養成機関で受講する場合、受講期間の一定期間について訓練促進費を支給し、在学期間中の負担軽減を図る。 | こども未来室 | 再掲 (P71、No45) |
| ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 | ・大阪府母子寡婦福祉連合会が実施する高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金や就職準備金を貸し付け、自立を促進する。 | こども未来室 | 再掲 (P72、No49) |
| 雇用促進広域連携協議会における就労支援 | ・近隣市町村で構成している雇用促進広域連携協議会とハローワーク、大阪府、商工会と連携し、企業面接会や各種就労相談等を実施する求人・求職情報フェア等を開催し、就労支援を行う。 | 商工観光課 | |
| 地域就労支援センターへのバックアップ | ・地域就労支援センターを設置し、就労困難者の雇用・就労を支援する。 ・府が開催する就労支援コーディネーター対象の各種研修会開催について情報提供を行う。 | 商工観光課 | |

④経済的支援

貧困の状況にある家庭の生活の安定のために、法律等に基づき、生活保護や各種手当の支給、医療費助成など様々な支援を組み合わせることで経済的負担の軽減を図ります。

| 事務事業 | 事業内容 | 担当課 | 関連 No |
|----------------------------|--|--------|-------------------|
| 児童手当 | ・家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、中学校修了前までの児童に対し、児童手当法の規定に基づき、全国一律の基準で支給する。 | こども未来室 | 再掲 (P86、No145) |
| 児童扶養手当 | ・父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、年6回児童扶養手当を支給する。 | こども未来室 | 再掲 (P72、No48) |
| 養育費確保に向けた支援 | ・母子・父子自立支援員による離婚前相談において、法務省等のパンフレットを活用し養育費確保に関する情報提供を行う。 ・公正証書等作成費用、保証会社と養育費保証契約した際に保証料として負担した費用の一部を補助する。 | こども未来室 | |
| 多子世帯・ひとり親世帯の保育料等利用における負担軽減 | ・幼児教育の段階的無償化に向け、多子世帯及びひとり親世帯などの保育料について負担軽減を図る。 | こども未来室 | |
| 学童クラブ利用料の減免 | ・申請により、世帯が市民税非課税もしくは均等割のみ課税、または生活保護の場合は、利用料を減額または免除する。 | こども未来室 | |
| 出産費用の援助(助産施設への入所) | ・妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けることができない場合に、助産施設へ入所し出産費用を援助する。 | こども未来室 | 再掲 (P75、No74) |
| 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金 | ・府が実施する修学資金、就学支度資金、生活資金等の貸付制度に関し、その相談及び申請受付業務を実施する。 | こども未来室 | 再掲 (P72、No49) |
| 児童就学援助事業・生徒就学援助事業 | ・経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に、小中学校での学習に必要な費用の一部を援助する。 | 教育指導室 | 再掲 (P86、No146) |
| 子ども医療費助成制度 | ・子どもの健全な育成と福祉の向上を図ることを目的として、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子どもの医療費の一部助成を行う。 | 福祉医療課 | 再掲 (P76、No83) |
| ひとり親家庭医療費助成制度 | ・ひとり親家庭の生活の安定と、児童の健全な育成を図るため、所得状況により医療費の一部助成を行う。 | 福祉医療課 | 再掲 (P71、No47) |
| 母子保健事業 | ・家庭保育が困難なため入院治療を必要とする未熟児に対して、健康に成長することを期待して医療の給付(入院に係る医療費の一部助成)を行う。 | 福祉医療課 | |
| 生活保護制度 | ・「生活保護法」に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。 | 生活支援課 | |
| 出産育児一時金 | ・国民健康保険の被保険者に対して、出産育児一時金を支給する。 | 保険年金課 | 再掲 (P75、No75) |
| 未就学児にかかる国民健康保険均等割額の軽減 | ・子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児の均等割額の1/2を軽減する。 | 保険年金課 | |
| 市営住宅 | ・世帯の収入が一定以下の場合、市営住宅に応募できる。中学校修了前の子どもがいる場合には、収入要件を緩和する。 | 住宅政策課 | |

4. 子どもの貧困対策に関する指標

本市においては、子どもの貧困対策を総合的に推進するにあたり、関係施策の実施状況や対策の効果等を検証・評価する際の参考になる指標として、国の大綱に示された指標のうち、本市の数値が示せるものについては、子どもの貧困対策に関する指標として記載します。

また、その数値が示せないものについても、国・府の数値を参考にしながら対策を講じます。

| 指標 | 単位 | 国指標 ※1 | 府指標 ※2 | 市指標 | | | |
|---------|------------------------------|----------|---------|--------|--------|--------|-------|
| | | | | (直近値) | 担当課 | | |
| I 教育の支援 | | | | | | | |
| 1 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 | % | 93.7% | 96.1% | 83.3% | 生活支援課 | |
| 2 | 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 | % | 4.1% | 3.8% | 8.3% | 生活支援課 | |
| 3 | 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 | % | 36.0% | 43.8% | 53.8% | 生活支援課 | |
| 4 | 児童養護施設の子どもの進学率 | 中学校卒業後 | % | 95.8% | 100.0% | | |
| 5 | | 高等学校等卒業後 | % | 30.8% | 32.9% | | |
| 6 | ひとり親家庭の子どもの就園率(保育所・幼稚園等) | % | 81.7% | | | | |
| 7 | ひとり親家庭の子どもの進学率 | 中学校卒業後 | % | 95.9% | | | |
| 8 | | 高等学校等卒業後 | % | 58.5% | | | |
| 9 | 全世帯の子どもの高等学校中退率 | % | 1.4% | 1.6% | | | |
| 10 | 全世帯の子どもの高等学校中退者数 | 人 | 48,594人 | 3,897人 | | | |
| 11 | スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合 | 小学校 | % | 50.9% | 23.4% | 100.0% | 教育指導室 |
| 12 | | 中学校 | % | 58.4% | 23.0% | 75.0% | 教育指導室 |
| 13 | スクールカウンセラーの配置率 | 小学校 | % | 67.6% | 100.0% | 12.5% | 教育指導室 |
| 14 | | 中学校 | % | 89.0% | 100.0% | 100.0% | 教育指導室 |
| 15 | 就学援助制度に関する周知状況 | % | 65.6% | 72.1% | 100.0% | 教育指導室 | |
| 16 | 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況 | 小学校 | % | 47.2% | 41.9% | 100.0% | 教育指導室 |
| 17 | | 中学校 | % | 56.8% | 65.1% | 100.0% | 教育指導室 |
| 18 | 高等教育の修学支援新制度の利用者数 | 大学 | 人 | — | — | — | — |
| 19 | | 短期大学 | 人 | — | — | — | — |
| 20 | | 高等専門学校 | 人 | — | — | — | — |
| 21 | | 専門学校 | 人 | — | — | — | — |

※1 子供の貧困対策に関する大綱(令和元年11月)より抜粋

※2 第二次大阪府子どもの貧困対策計画(令和2年3月)より抜粋

| 指標 | | 単位 | 国指標 ※1 | 府指標 ※2 | 市指標 | | |
|---------------------------------|-------------------------------|----------------|---------------|--------|------------------------------|----------------------------|---------------------|
| | | | | | (直近値) | 出典 | |
| 2 生活の安定に資するための支援 | | | | | | | |
| 22 | 電気、ガス、水道料金の未払い経験 | ひとり親世帯 | 電気料金 | % | 14.8% | | |
| | | | ガス料金 | % | 17.2% | | |
| | | | 水道料金 | % | 13.8% | | |
| 23 | | 子どもがある全世帯 | 電気料金 | % | 5.3% | 小5保護者 2.0% 中2保護者 1.8% | 子どもの生活に関する実態調査(H28) |
| | | | ガス料金 | % | 6.2% | | |
| | | | 水道料金 | % | 5.3% | | |
| 24 | 食料又は衣服が買えない経験 | ひとり親世帯 | 食料 | % | 34.9% | | |
| | | | 衣服 | % | 39.7% | | |
| 25 | | 子どもがある全世帯 | 食料 | % | 16.9% | | |
| | | | 衣服 | % | 20.9% | | |
| 26 | 子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合 | ひとり親世帯 | 重要な事柄の相談 | % | 8.9% | | |
| | | | いざというときのお金の援助 | % | 25.9% | | |
| 27 | | 等価可処分所得第Ⅰ～Ⅲ十分位 | 重要な事柄の相談 | % | 7.2% | | |
| | | | いざというときのお金の援助 | % | 20.4% | | |
| 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 | | | | | | | |
| 28 | ひとり親家庭の親の就業率 | 母子世帯 | % | 80.8% | 小5・中2母子家庭 97.2% | 子どもの生活に関する実態調査(H28) | |
| | | | | | | | 父子世帯 |
| 30 | ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合 | 母子世帯 | % | 44.4% | 小5・中2母子家庭 59.7% | 子どもの生活に関する実態調査(H28) | |
| | | | | | | | 31 |
| 4 経済的支援 | | | | | | | |
| 32 | 子どもの貧困率 | 国民生活基礎調査 | % | 13.9% | 小5・中2保護者(困窮度Ⅰ) 11.5% | 子どもの生活に関する実態調査(H28) | |
| | | | | | | | 33 |
| 34 | ひとり親世帯の貧困率 | 国民生活基礎調査 | % | 50.8% | 母子家庭 33.9% 父子家庭 29.4% | 富田林市子どもの育成支援に関する今後の取組みについて | |
| | | | | | | | 35 |
| 36 | ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合 | 母子世帯 | % | 42.9% | | | |
| | | | | | | | 37 |
| 38 | ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子供の割合 | 母子世帯 | % | 69.8% | 小5母子家庭 53.1% 中2母子家庭 55.5% | 子どもの生活に関する実態調査(H28) | |
| | | | | | | | 39 |

※1 子供の貧困対策に関する大綱(令和元年11月)より抜粋

※2 第二次大阪府子どもの貧困対策計画(令和2年3月)より抜粋

